

第 5 期計画と第 6 期計画の比較（主な変更点など）について

1. 計画の全体構成

第 5 期計画		
第 1 部 計画の基本条件		
第 1 章	総論	
第 2 章	計画策定の基本条件	
第 3 章	基本理念	
第 2 部 分野別計画		
みんなで支え合い、 よここびが生まれる都市・佐倉	第 1 章	あたたかい心がふれあう 地域づくり ～保健・医療・福祉・介護 の連携～
	第 2 章	安全で快適なまちづくり ～高齢者が生活しやすい都市・交通基盤・住宅等の整備～
	第 3 章	楽しく生きがいのある くらしづくり ～高齢者が生きがいをもって自立した暮らしを営むために～
	第 4 章	元気いっぱい いきいき 健康づくり ～高齢者の健康を維持・増進するための介護予防等の推進～
	第 5 章	安心な老後を支える 仕組みづくり ～要援護高齢者等の生活を支える介護保険事業をはじめとする各種支援～
第 3 部 計画の推進方策		
第 1 章	事業費と保険料	
第 2 章	計画の推進に向けて	
資料編		
資料 1	前計画（第 4 期計画）に位置付けた実績及び達成率 1. 介護保険サービスに係る実績及び達成率	
資料 2	実態調査（アンケート調査）結果	
資料 3	佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱	
資料 4	佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会及び各検討会委員名簿	
資料 5	策定経過	
資料 6	用語の解説	

第 6 期（見直し後）計画		
第 1 部 計画の基本条件		
第 1 章	総論	
第 2 章	計画策定の基本条件	
第 3 章	基本理念	
第 2 部 分野別計画		
みんなで支え合い、 よここびが生まれる都市・佐倉	第 1 章	あたたかい心がふれあう 地域づくり ～医療・介護・福祉・保健 の連携～
	第 2 章	安全で快適なまちづくり ～高齢者が生活しやすい都市・交通基盤・住宅等の整備～
	第 3 章	楽しく生きがいのある くらしづくり ～高齢者が生きがいをもって自立した暮らしを営むために～
	第 4 章	元気いっぱい いきいき 健康づくり ～高齢者の健康を維持・増進するための介護予防等の推進～
	第 5 章	安心な老後を支える 仕組みづくり ～要援護高齢者等の生活を支える介護保険事業をはじめとする各種支援～
第 3 部 計画の推進方策		
第 1 章	事業費と保険料	
第 2 章	計画の推進に向けて	
資料編（予定）		
資料 1	前計画（第 5 期計画）に位置付けた実績及び達成率 1. 介護保険サービスに係る実績及び達成率	
資料 2	実態調査（アンケート調査）結果	
資料 3	佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱	
資料 4	佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会及び各検討会委員名簿	
資料 5	策定経過	
資料 6	用語の解説	

2. 主な変更点など

No.	第 5 期計画	第 6 期（見直し後）計画	ページ
	第 1 部 計画の基本条件	第 1 部 計画の基本条件	
1	第 1 章 総論 1. 計画策定の背景等	第 1 章 総論 1. 計画策定の背景等 ・地域包括ケアシステムのイメージ図 ・平成 26 年度 介護保険制度改正の主な内容（計画(素案)4～5 頁参照） ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業の全体像 ・佐倉市における新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期については、平成 29 年度から実施する旨を記載。	3 ～ 6
2	平成 26 年度 介護保険制度改正の主な内容 1. 地域支援事業の充実 (1) 在宅医療・介護連携の推進【H27. 4. 1 施行（経過措置期間：H27. 4. 1～H30. 3. 31）】 ●地域の医療・介護サービス資源の把握 ●在宅医療・介護関係者の研修 ●在宅医療拠点機能の構築 (2) 認知症施策の推進【H27. 4. 1 施行（経過措置期間：H27. 4. 1～H30. 3. 31）】 ●認知症初期集中支援チームの設置 ●認知症地域支援推進員の配置 (3) 地域ケア会議の充実【H27. 4. 1 施行】 ●ケアマネジメントの質の向上、地域課題の発見、資源開発や地域づくり (4) 生活支援・介護予防の充実【H27. 4. 1 施行（経過措置期間：H27. 4. 1～H30. 3. 31）】 ●担い手の養成、ネットワーク構築、コーディネーターの配置 ●居場所と出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり (5) 地域包括支援センターの機能強化【H27. 4. 1 施行】 ●役割に応じた人員体制の強化 2. サービスの効率化・重点化 (1) 介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行 【H27. 4. 1 施行（経過措置期間：H27. 4. 1～H29. 3. 31）】 ●予防給付を市が取り組む地域支援事業に移行し、多様な担い手による多様なサービスを提供する (2) 特別養護老人ホームの中重度者への重点化【H27. 4. 1 施行】 ●新規の入所対象者を、原則、要介護 3 以上に限定 3. 費用負担の公平化 (1) 低所得者の第一号被保険者保険料の軽減強化【H27. 4. 1 施行】 ●低所得者（住民税非課税世帯）に対する基準額に乘じる割合の引き下げ (2) 一定以上所得者の利用者負担の見直し【H27. 8. 1 施行】 ●第 1 号被保険者のうち、一定以上所得のある方は、自己負担割合を 1 割から 2 割負担に引き上げ (3) 低所得の施設利用者に対し、食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加【H27. 8. 1 施行】 ●預貯金等の資産を保有、配偶者に負担能力がある場合は、補足給付の対象外とする (4) 高額介護サービス費の見直し【H27. 8. 1 施行】 ●同一世帯内の第 1 号被保険者に現役並み所得相当の方がいる場合、負担上限額を引き上げ		4 ～ 5

資料2 第5期計画と第6期計画の比較（主な変更点など）について

No.	第5期計画	第6期（見直し後）計画	ページ
	第1部 計画の基本条件	第1部 計画の基本条件	
3		・新しい介護予防・日常生活支援事業への移行イメージ	7
4	2. 計画の位置づけと期間 ・計画の期間：平成24年度～平成26年度	2. 計画の位置づけと期間 ・計画の期間：平成27年度～平成29年度	9
5	3. 高齢者の生活実態や制度の対する意向等について 1) 実態調査(アンケート調査)の実施概要 ①一般高齢者調査 ②要支援・要介護認定者調査	3. 高齢者の生活実態や制度の対する意向等について 1) 実態調査(アンケート調査)の実施概要 ①一般高齢者調査 ②介護保険サービス利用者調査 ③介護保険サービス未利用者調査 ④特別養護老人ホーム入所希望者調査 ⑤介護保険サービス提供事業者調査 ⑥地域包括支援センター・居宅介護支援事業所調査 ⑦二次予防事業対象者把握調査	15
6	2) 実態調査（アンケート調査）のまとめと計画への反映 ・重点的事項として整理 ①介護予防への取り組み ②介護保険サービスの利用意向と利用状況 ③保健・福祉・介護に対する認知度の向上 ④在宅福祉サービスの利用について ⑤認知症に関する取り組み ⑥より良い介護保険制度を目指して	2) 実態調査（アンケート調査）結果から見えてきたこと ①介護保険料の負担と介護保険サービスについて ②介護保険サービスの満足度について ③自宅で暮らし続けるためには、どのようなことが必要か ④介護保険サービスの利用状況について ⑤介護が必要となった場合の介護を受ける場所の意向について ⑥日常生活の中で手助けしてほしいことの意向について ⑦要支援・要介護状態になった主な原因について ⑧生活機能の低下状況について ⑨介護予防事業の参加経験と参加意向について ⑩家族支援として望むこと ⑪介護の負担や悩みを感じるときは ⑫介護保険制度で重点的に取り組むこと	16 ～ 30
7	第3章 基本理念 2) 高齢者施策の体系 第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり 1 介護予防〔地域支援事業〕の推進 第5章 安心な老後を支える仕組みづくり 3 介護家族の支援 4 高齢者の生活を支援する福祉サービスの推進	第3章 基本理念 2) 高齢者施策の体系 第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり 1 介護予防の推進〔新しい総合事業〕 第5章 安心な老後を支える仕組みづくり 3 多様な生活支援サービスの充実〔新しい総合事業〕	32
8	第3章 基本理念 3) 計画の重点施策 ①介護予防の推進 ②福祉施設の整備・拡充 ③保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化 ④在宅福祉サービスの維持・充実 ⑤認知症に関する知識の普及と支援体制の強化 ⑥介護保険制度の効率的運用	第3章 基本理念 3) 計画の重点施策 ①介護予防の推進〔新しい総合事業〕 ②介護保険・福祉制度に関する情報提供の徹底化 ③多様な生活支援サービスの充実〔新しい総合事業〕 ④認知症施策の推進 ⑤介護保険制度の効率的運用 ⑥医療・介護・福祉・保健のネットワークの構築	33

資料2 第5期計画と第6期計画の比較（主な変更点など）について

No.	第5期計画	第6期（見直し後）計画	ページ
	第2部 分野別計画	第2部 分野別計画	
9	第1章 あたたかい心がふれあう地域づくり 1. <u>保健・医療・福祉・介護</u> のネットワーク	第1章 あたたかい心がふれあう地域づくり 1. <u>医療・介護・福祉・保健</u> のネットワーク の施策【重点施策】	38 ～ 46
	(1)地域包括支援センターの <u>拡充</u> ・地域包括支援センターの設置基準	(1)地域包括支援センターの <u>運営</u> ・地域包括支援センター機能強化(イメージ) ・地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員数 (2)地域ケア会議の充実 (3)在宅医療・介護の連携推進	
	(2)保健・医療・福祉・介護の連携強化 2. ボランティア活動の促進・支援 4. 市民参加の推進 3. 福祉意識の高揚 (3) 敬老事業の推進 ②敬老祝金の贈呈（贈呈対象者及び金額）	2. 市民参加の推進 ⇒左欄の2と4のボランティアに関する内容を集約して記載 3. 福祉意識の高揚 (3) 敬老事業の推進 ②敬老祝金の贈呈(贈呈対象者及び金額の変更)	
10	第2章 安全で快適なまちづくり 2. 高齢者が生活しやすい <u>住宅</u> の整備 (ケアハウスに関する記載は第5章に記載)	第2章 安全で快適なまちづくり 2. 高齢者が生活しやすい <u>住まい</u> の整備 (5)高齢者向け住宅の整備について ・ケアハウス（軽費老人ホーム）に関する記述を第2章に移行	49 ～ 50
	第3章 楽しく生きがいのあるくらしづくり 2. 高齢者の社会参加の促進	第3章 楽しく生きがいのあるくらしづくり 2. 高齢者の社会参加の促進 (3)ボランティア活動への参加促進⇒第1章から移行	
12	第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり 1. 介護予防〔地域支援事業〕の推進	第4章 元気いっぱい いきいき健康づくり 1. 介護予防の推進〔新しい総合事業〕【重点施策】	58 ～ 67
	【基本方針】 ・主に活動的な状態にある高齢者を対象とした「一次予防」、要支援（要介護）状態になるおそれの高い高齢者【二次予防事業の対象者】を対象とした「二次予防」に重点を置いた施策を推進	【主な施策・サービス】 ・新しい介護予防事業は、従前の一次予防事業と二次予防事業を区別せず、一般介護予防事業となる旨を記載。 一般介護予防事業は、「介護予防把握事業」、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」、「一般介護予防事業評価事業」、「地域支援リハビリテーション活動支援事業」で構成。	
	2. いきいき健康づくり	2. いきいき健康づくり (2)健康づくりの推進⇒新たに追記 (3)高齢者のスポーツ活動の推進⇒新たに追記	

資料2 第5期計画と第6期計画の比較（主な変更点など）について

No.	第5期計画	第6期（見直し後）計画	ページ																																																												
	第2部 分野別計画	第2部 分野別計画																																																													
13	第5章 安心な老後を支える仕組みづくり 【介護保険被保険者数の推計】 （計画期間内の将来推計人口） （平成24～26年）各年9月末時点 （単位：人） <table><tr><td>区分\年</td><td>H24年</td><td>H25年</td><td>H26年</td></tr><tr><td>計画期間</td><td colspan="3">第5期</td></tr><tr><td>総人口</td><td>176,026</td><td>175,880</td><td>175,644</td></tr><tr><td>高齢者人口</td><td>42,481</td><td>44,968</td><td>47,425</td></tr><tr><td>後期高齢化率</td><td>9.6%</td><td>10.1%</td><td>10.6%</td></tr><tr><td>高齢化率</td><td>24.1%</td><td>25.6%</td><td>27.0%</td></tr></table> ※コーホート変化率法に基づく推計値	区分\年	H24年	H25年	H26年	計画期間	第5期			総人口	176,026	175,880	175,644	高齢者人口	42,481	44,968	47,425	後期高齢化率	9.6%	10.1%	10.6%	高齢化率	24.1%	25.6%	27.0%	第5章 安心な老後を支える仕組みづくり 【介護保険被保険者数の推計】 （計画期間内の将来推計人口） （平成27～29年度）各年度3月末時点 （単位：人） <table><tr><td>区分\年度</td><td>H27年度</td><td>H28年度</td><td>H29年度</td><td>H32年度</td><td>H37年度</td></tr><tr><td>計画期間</td><td colspan="3">第6期</td><td>第7期</td><td>第9期</td></tr><tr><td>総人口</td><td>177,192</td><td>176,773</td><td>176,257</td><td>174,075</td><td>168,244</td></tr><tr><td>高齢者人口</td><td>50,637</td><td>52,148</td><td>53,465</td><td>55,968</td><td>56,857</td></tr><tr><td>後期高齢化率</td><td>11.7%</td><td>12.6%</td><td>13.5%</td><td>15.6%</td><td>20.6%</td></tr><tr><td>高齢化率</td><td>28.6%</td><td>29.5%</td><td>30.3%</td><td>32.2%</td><td>33.8%</td></tr></table> ※平成26年11月「佐倉市人口推計」に基づく推計値	区分\年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度	計画期間	第6期			第7期	第9期	総人口	177,192	176,773	176,257	174,075	168,244	高齢者人口	50,637	52,148	53,465	55,968	56,857	後期高齢化率	11.7%	12.6%	13.5%	15.6%	20.6%	高齢化率	28.6%	29.5%	30.3%	32.2%	33.8%	68
	区分\年	H24年	H25年	H26年																																																											
	計画期間	第5期																																																													
総人口	176,026	175,880	175,644																																																												
高齢者人口	42,481	44,968	47,425																																																												
後期高齢化率	9.6%	10.1%	10.6%																																																												
高齢化率	24.1%	25.6%	27.0%																																																												
区分\年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度																																																										
計画期間	第6期			第7期	第9期																																																										
総人口	177,192	176,773	176,257	174,075	168,244																																																										
高齢者人口	50,637	52,148	53,465	55,968	56,857																																																										
後期高齢化率	11.7%	12.6%	13.5%	15.6%	20.6%																																																										
高齢化率	28.6%	29.5%	30.3%	32.2%	33.8%																																																										
14	●要支援・要介護認定者数の推計 （平成24～26年）各年9月末現在 （単位：人） <table><tr><td>区分\年</td><td>H24年</td><td>H25年</td><td>H26年</td></tr><tr><td>計画期間</td><td colspan="3">第5期</td></tr><tr><td>要介護（要支援）認定者数</td><td>5,809</td><td>6,086</td><td>6,363</td></tr></table>	区分\年	H24年	H25年	H26年	計画期間	第5期			要介護（要支援）認定者数	5,809	6,086	6,363	●要支援・要介護認定者数の推計 （平成27～29年度）各年度3月末時点 （単位：人） <table><tr><td>区分\年度</td><td>H27年度</td><td>H28年度</td><td>H29年度</td><td>H32年度</td><td>H37年度</td></tr><tr><td>計画期間</td><td colspan="3">第6期</td><td>第7期</td><td>第9期</td></tr><tr><td>要介護（要支援）認定者数</td><td>6,949</td><td>7,148</td><td>7,320</td><td>7,753</td><td>9,331</td></tr></table>	区分\年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度	計画期間	第6期			第7期	第9期	要介護（要支援）認定者数	6,949	7,148	7,320	7,753	9,331	69																														
	区分\年	H24年	H25年	H26年																																																											
	計画期間	第5期																																																													
要介護（要支援）認定者数	5,809	6,086	6,363																																																												
区分\年度	H27年度	H28年度	H29年度	H32年度	H37年度																																																										
計画期間	第6期			第7期	第9期																																																										
要介護（要支援）認定者数	6,949	7,148	7,320	7,753	9,331																																																										
15	1. 介護保険サービスの推進 【基本方針】 ・介護保険事業において必要となるサービス量を事業計画に基づき確保していく。 <u>特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの居住系サービス、「地域密着型サービス」については、必要量を見極め、限られた財源の中での計画的な介護拠点整備を目指す。</u> また、 <u>24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設や在宅サービスの強化など、介護保険サービスの質の向上等に努め、介護保険事業全体のバランスを考慮したうえで内容の充実に努める。</u>	1. 介護保険サービスの推進 【基本方針】 ・介護保険事業において必要となるサービス量を事業計画に基づき確保していく。 <u>訪問看護や訪問リハビリテーションなどの在宅生活を支える居宅サービス、小規模な特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについて、介護保険事業全体のバランスを考慮した上で内容の充実に努める。</u> また、 <u>市で実施したアンケート調査結果では、保険料とバランスを取って必要最小限の施設を増やして欲しいとの意見が約60%であった。このことから、原則市民のみが利用できる地域密着型サービスを基本とし、介護保険料とのバランスを取りながら、限られた財源の中で計画的に介護保険サービスの整備を目指す。</u>	70																																																												

資料2 第5期計画と第6期計画の比較（主な変更点など）について

No.	第2部 分野別計画						ページ
16	第5章 安心な老後を支える仕組みづくり						80 ～ 82
	(4) 第5期計画までの施設整備達成状況 及び (6) 第6期計画期間中の施設整備計画						
	第6期計画期間中の施設整備は、市民の入所率等を総合的に勘案する中で、公募について実施するものとします。						
		第4期計画終了時 (平成23年度末)	第5期計画 (平成24年度～平成26年度)		第6期計画 (平成27年度～平成29年度)		
			計画数	整備数	計画数	第6期末累計	
	施設サービス						
	①介護老人福祉施設	8施設 (630床)	1施設 (150床)	※注1(150床)		9施設 (780床)	
	②介護老人保健施設	4施設 (376床)	1施設 (100床)	1施設 (100床)		5施設 (476床)	
	③介護療養型医療施設	1施設 (36床)	0施設	※注2(-36床)			
	地域密着型サービス						
	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1箇所	1箇所		1箇所	
	②夜間対応型訪問介護	1箇所 (300人)	0施設	0施設		1箇所 (300人)	
	③認知症対応型通所介護	3箇所 (34人)	2箇所 (24人)	0箇所		3箇所 (34人)	
	④小規模多機能型居宅介護	1箇所 (25人)	4箇所 (100人)	1箇所 (25人)	3箇所 (75人)	5箇所 (125人)	
	⑤認知症対応型共同生活介護	6施設 (105床)	2施設 (36床)	2施設 (36床)		8施設 (141床)	
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	2施設 (27床)				2施設 (27床)	
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0施設	5施設 (145床)	2施設 (49床)	3施設 (87床)	5施設 (136床)		
⑧複合型サービス							
その他							
①特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム等)	1施設 (485床)	(440床)	4施設 (231床)	※注3 1施設 (60床)	6施設 (776床)		
※注1：第5期計画期間に整備された介護老人福祉施設1施設・150床の内訳は、新設100床及び増設50床です。							
※注2：介護療養型医療施設は、平成26年9月末に医療療養病床に転換されました。							
※注3：第6期計画に位置付けた特定施設入居者生活介護60床は、第5期計画の繰越事業のみを見込んでいます。							

資料2 第5期計画と第6期計画の比較（主な変更点など）について

No.	第5期計画	第6期（見直し後）計画	ページ
	第2部 分野別計画	第2部 分野別計画	
17	第5章 安心な老後を支える仕組みづくり	第5章 安心な老後を支える仕組みづくり 2. 介護保険サービスの質の向上⇒新たに追記 (1) 介護給付等費用適正化事業の推進 (3) 介護人材の確保に関する取組みと介護従事者への支援	83
18	3. 介護家族の支援 (1) 介護者教室 (2) 認知症高齢者見守り (3) 介護家族の継続支援 4. 高齢者の生活を支援する福祉サービスの推進 (1) 施設サービス (2) 自立した生活を継続するための支援 (3) 福祉用具に関する相談 (4) 住宅改修に関する相談・情報提供 (5) 権利擁護 (6) 高齢者の虐待防止	3. 多様な生活支援サービスの充実【重点施策】 (1) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備 ●協議体の立ち上げ ●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 (2) 介護予防・生活支援サービスの充実【新しい総合事業】 ・国が示したサービス類型 ・生活支援・介護予防サービスの提供イメージ (3) 高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業 ⑥高齢者台帳への登録 ⑦佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業 (4) 高齢者の権利擁護 ②成年後見審判請求事務等 ③地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） (7) 高齢者の日常生活における安全性の向上 ①高齢者安心カード交付事業⇒第4章から移行 ②救急医療情報キット給付事業 (8) 家族介護支援事業 ④介護マークの交付	84 ～ 91
19	5. 認知症対策の推進 (1) 認知症の理解促進と支援体制の構築 ③認知症コーディネーター等の育成及び研修の実施 (2) 認知症予防の推進 ①認知症予防講座等の実施 ②通所型介護予防〔認知症予防の教室〕の推進 ③学習サポーターの養成 ④認知症予防活動支援員の養成 (3) 認知症に関するネットワークづくり	4. 認知症施策の推進【重点施策】 (2) 医療と介護の連携強化とネットワークの形成及び資質の向上 ①認知症地域支援推進員及び千葉県認知症コーディネーターの配置 ③認知症連携のための「さくらパス」の活用促進 (3) 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築 ①認知症初期集中支援チームの配置 ③早期相談のためのチェックリストの配布 (4) 認知症の方と家族への支援体制の充実 ①認知症カフェの開設 ④SOS高齢者事前登録 ⑤介護マークの交付	92 ～ 95

No.

第3部 計画の推進方策

ページ

20

第1章 事業費と保険料

介護保険における給付費については、65 歳以上の第1号被保険者の保険料、及び40 歳以上65 歳未満の第2号被保険者の保険料、並びに市・県・国が負担する公費とで賄われています。保険料については、被保険者数及び要支援・要介護認定者の人口的要件や施設整備・介護保険サービスの供給状況により変化が生じることから、3年を1期とした見直しを行うこととされています。

【介護保険被保険者数の推計】【要支援・要介護認定者数の推計】（平成27～29年度）P68.69

区分 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	177,192 人	176,773 人	176,257 人
第1号被保険者	50,637 人	52,148 人	53,465 人
第2号被保険者	60,580 人	59,993 人	59,492 人
要支援要介護認定者数	6,949 人	7,148 人	7,320 人
後期高齢化率	11.7%	12.6%	13.5%
高齢化率	28.6%	29.5%	30.3%

（1）介護保険制度の費用負担

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、計画期間ごとに、全国ベースの第1号被保険者及び第2号被保険者の人口比率で決定されます。

※第6期計画では、「居宅給付費」、「施設等給付費」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費」において、第1号被保険者の負担割合が1%増の22%、第2号被保険者の負担割合が1%減の28%に改定となり、「包括的支援事業・任意事業費」における第1号被保険者の負担割合が1%増の22%に改定となりました。また、このことにより、「包括的支援事業・任意事業費」における、市・県・国のそれぞれの負担割合が減少しました。

◆標準給付費【居宅給付費】の負担割合

	第5期計画	第6期計画
第1号被保険者保険料	21.0%+調整交付金不足額	22.0%+調整交付金不足額
第2号被保険者保険料	29.0%	28.0%
市負担	12.5%	12.5%
県負担	12.5%	12.5%
国負担（調整交付金5%含む）	25.0%	25.0%

◆標準給付費【施設等給付費】の負担割合

	第5期計画	第6期計画
第1号被保険者保険料	21.0%+調整交付金不足額	22.0%+調整交付金不足額
第2号被保険者保険料	29.0%	28.0%
市負担	12.5%	12.5%
県負担	17.5%	17.5%
国負担（調整交付金5%含む）	20.0%	20.0%

◆地域支援事業費【介護予防・日常生活支援総合事業費】の負担割合

	第5期計画	第6期計画
第1号被保険者保険料	21.0%	22.0%
第2号被保険者保険料	29.0%	28.0%
市負担	12.5%	12.5%
県負担	12.5%	12.5%
国負担	25.0%	25.0%

◆地域支援事業費【包括的支援事業・任意事業費】の負担割合

	第5期計画	第6期計画
第1号被保険者保険料	21.0%	22.0%
市負担	19.75%	19.5%
県負担	19.75%	19.5%
国負担	39.5%	39.0%

98

No.	第3部 計画の推進方策	ページ									
21	(2) 介護保険事業費の見込み 標準給付費見込額については、第2部の第5章で見込んだ第6期計画期間中の介護保険サービス量（70～82頁参照）を基に推計したもので、要支援・要介護認定者数の増加による全体のサービス量の増加、並びに第6期計画期間中の施設整備計画による施設利用者の増加を見込んだものとなっています。 また、地域支援事業費見込額については、介護予防事業や生活支援サービスなどにかかる費用を推計し、見込んだものとなっています。 ⇒標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額（介護保険事業費総見込額）が、第1号被保険者の保険料算出の基礎となります。 <補足>第2部の第5章（70～82頁参照）に示した居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス等、それぞれのサービス量に基づき、標準給付費見込額を算定しますが、中でも特別養護老人ホームをはじめとする施設サービスに係る費用は、介護給付費の4割程度を占めています。 (3) 第1号被保険者保険料の算出 ◆第1号被保険者保険料基準年額 標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の22%に、国の調整交付金相当額（標準給付費見込額の5%）から実際の交付見込額を差し引いた分を加えて、3年間の保険料収納必要額を算定。この額を予定保険料収納率で割って保険料必要額を求め、更に所得段階を考慮して補正した第1号被保険者数で割って求めた額が保険料基準年額となります。 なお、第1号被保険者の負担割合の改正や、介護報酬改定、地域区分の見直し等による保険料増加を緩和するために、第5期計画までの介護給付費準備基金から、5億6千万円を取り崩すことにより、1人あたりの保険料基準年額は、第5期計画と同額としました。 ●保険料基準年額：第5期計画 56,400円 ⇒ 第6期計画 56,400円 ◆第1号被保険者保険料基準月額 保険料基準年額を更に12ヶ月で割りかえして求めた額が、第1号被保険者の保険料の基準月額となります。 ●保険料基準月額：第5期計画 4,700円 ⇒ 第6期計画 4,700円 (4) 第1号被保険者の保険料設定の考え方 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画期間</th><th>国の保険料段階</th><th>佐倉市の保険料段階</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5期計画期間</td><td>6段階</td><td> <u>8段階（10区分）</u> ・国の保険料段階に対して ①第3段階と第4段階にそれぞれ特例段階を設定 ②第5段階と第6段階をそれぞれ2分割し、第5段階～第8段階を設定 </td></tr> <tr> <td>第6期計画期間</td><td>9段階</td><td> 10段階 ・国の保険料段階に対して ①第9段階を2分割し、第10段階を設定 </td></tr> </tbody> </table>	計画期間	国の保険料段階	佐倉市の保険料段階	第5期計画期間	6段階	<u>8段階（10区分）</u> ・国の保険料段階に対して ①第3段階と第4段階にそれぞれ特例段階を設定 ②第5段階と第6段階をそれぞれ2分割し、第5段階～第8段階を設定	第6期計画期間	9段階	10段階 ・国の保険料段階に対して ①第9段階を2分割し、第10段階を設定	99 ～ 103
計画期間	国の保険料段階	佐倉市の保険料段階									
第5期計画期間	6段階	<u>8段階（10区分）</u> ・国の保険料段階に対して ①第3段階と第4段階にそれぞれ特例段階を設定 ②第5段階と第6段階をそれぞれ2分割し、第5段階～第8段階を設定									
第6期計画期間	9段階	10段階 ・国の保険料段階に対して ①第9段階を2分割し、第10段階を設定									

第5期(現行)の保険料区分 基準年額56,400円					第6期の保険料区分 基準年額56,400円（準備基金5億6,000万円取崩）				
	国の標準段階・比率	佐倉市の段階・比率	年額	対象者		国の標準段階・比率	佐倉市の段階・比率	年額	対象者
本人が市民税非課税	第1段階 0.50	第1段階 0.50	28,200円	・生活保護を受けている ・老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税	↑	第1段階 0.50 ★ (0.3)	第1段階 0.50 (0.3)	28,200円 (16,900円)	第5期の第1、第2段階と同じです
	第2段階 0.50	第2段階 0.50	28,200円	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下		第2段階 0.75 ★ (0.5)	第2段階 0.75 (0.5)	42,300円 (28,200円)	第5期の特例第3段階と同じです
	第3段階 0.75	特例 第3段階 0.65	36,700円	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下で、第2段階に該当しない		第3段階 0.75 ★ (0.7)	第3段階 0.75 (0.7)	42,300円 (39,500円)	第5期の第3段階と同じです
		第3段階 0.75	42,300円	・世帯員全員が市民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える		第4段階 0.90	第4段階 0.90	50,800円	第5期の特例第4段階と同じです
	第4段階 1.00	特例 第4段階 0.85	47,900円	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年度の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下		第5段階 1.00	第5段階 1.00	56,400円 基準段階	第5期の第4段階と同じです
第4段階 1.00		56,400円 基準段階	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいて、特例第4段階に該当しない	第6段階 1.20		第6段階 1.20	67,700円	合計所得金額 120万円未満	
本人が市民税課税	第5段階 1.25	第5段階 1.15	64,900円	合計所得金額 125万円未満		第7段階 1.30	第7段階 1.30	73,300円	合計所得金額 190万円未満
		第6段階 1.25	70,500円	合計所得金額 190万円未満		第8段階 1.50	第8段階 1.50	84,600円	合計所得金額 290万円未満
	第6段階 1.50	第7段階 1.50	84,600円	合計所得金額 400万円未満		第9段階 1.70	第9段階 1.70	95,900円	合計所得金額 400万円未満
		第8段階 1.75	98,700円	合計所得金額 400万円以上	第10段階 1.90		107,200円	合計所得金額 400万円以上	

1. 第5期では、国の標準6段階でした。佐倉市では、特例第3段階・特例第4段階を設け、さらに第5段階と第6段階をそれぞれ細分化し8段階10区分としました。
2. 国の標準段階・比率に対し、太字は、佐倉市独自で設けた段階・比率です。

1. 第6期では、国の標準が9段階に変更となりました。佐倉市では、第8段階までは国の標準に準拠し、第9段階を細分化し10段階としました。
2. 国の標準段階・比率に対し、太字は、佐倉市独自で設けた段階・比率です。
※本人が市民税非課税の対象者は、第5期と変更がありませんが、比率が若干変更となっております。また、本人が市民税課税の対象者は、合計所得金額の変更・細分化され、第8段階の比率を除き、比率がが上昇となりました。
このことから、基準段階が、第5期と同額であっても、比率が変更されたことで、課税層では多くの方の保険料が上昇します。
(赤字は第5期と比して変更された比率・年額・合計所得金額です。)
★ 第1段階から第3段階までの保険料は、消費税増税分を財源とした軽減措置により括弧内の比率・金額に引き下げられる予定です。